

全国健康保険協会長崎支部評議会の評議員 (被保険者)にかかる公募要領

1. 趣旨

全国健康保険協会長崎支部評議会の評議員(被保険者)の公募について定めるものとする。

2. 公募人数

全国健康保険協会長崎支部評議会において、加入者の意見を適切に反映できる者を1名公募する。

3. 任期

評議員の任期は、令和8年11月1日から令和10年10月31日までとする。

4. 応募の条件

次の条件の全てを満たす者であること。

- ① 全国健康保険協会長崎支部の適用事業所の被保険者であって、被保険者の期間を(旧政府管掌健康保険と通算して)5年以上有する者
- ② 健康保険事業に関して十分な知識を有していること
- ③ 健康保険事業の推進について理解と熱意を有する者であること
- ④ 加入者の意見を広く反映できる者
- ⑤ 事業主の同意を得られる者(選考された場合には、事業主の同意書が必要)

5. 公募期間

令和8年9月18日(金)から令和8年10月2日(金)

6. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、全国健康保険協会長崎支部に持参または郵送にて提出。

7. 選考方法

- (1) 全国健康保険協会長崎支部において、上記の応募要件を満たし、かつ、社会的信望があり、事業運営に対して加入者の立場から公平かつ公正な意見が期待され、加入者の意見を適切に反映できる者と認められる者を選考する。
- (2) 選考結果は、書面により通知する。